

新聞への消費税の軽減税率の適用を求める意見書の提出について

新聞への消費税の軽減税率の適用を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年10月28日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか34名  
(自民党市議団, 公明党市議団)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 財務大臣,  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 宛て

京都市会議長 名

新聞への消費税の軽減税率の適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、米・水などと共に、日本の国を形作ってきた基礎的な財である。さらに、新聞は、その戸別配達網により国内外の多様な情報を、全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割を果たしている。

国土も狭く、資源も少ない我が国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性と共に、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を長く果たしてきたためであることは、広く認められるところである。

また、新聞は、地方議会の動向をこれまで以上に詳細に示していく役割を担っていくと考えられる。そういった意味においても、その役割は、ますます重要である。

ヨーロッパ諸国を見ても、多くの先進国が新聞への軽減税率措置を採っており、「新聞の軽減税率は常識」とされている。

現在、深刻な活字離れが進む中で、書籍と共に新聞も購読率が低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されている。これに加え、今回の消費税率の引上げにより、新聞離れが更に加速するおそれがあると危惧する。

よって国におかれては、消費税率が8パーセント、10パーセントいずれの段階においても、新聞への軽減税率を導入されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。